

マスク飲食実施店認証条件（詳細）

感染防止対策取組書			
	チェック項目	詳細	
1	感染防止対策取組書の掲示	感染防止対策取組書を掲示している	
2	取組項目の実施	感染防止対策取組書に記載の取組項目をすべて実施している	
基本的な感染防止対策			
	チェック項目	詳細	備考
1	手指消毒の徹底	ア 店内入口に消毒設備を設置している	ア及びイを満たしていること
		イ 入店時に従業員が手指消毒の実施を来店者に呼びかけている (入店時に難しい場合は注文時)	
2	パーティション等の設置又は座席の間隔の確保	ア 座席と座席の間にパーティション等を設置している (同居家族等であることが確認できる場合は例外的にパーティション等を外しても良い) パーティション等の設置に当たっては、空気の流れを阻害しないよう留意している	「ア及びイ」又は「ウ」のいずれかを満たしていれば可
		イ パーティション等の高さは、目を覆う程度の高さである	
		ウ 座席の端と座席の端の間隔を1m以上確保している	
3	換気の徹底	ア 【建築物における衛生的環境の確保に関する法律（建築物衛生法）の対象施設（換気設備を備えている場合）】 建築物衛生法に基づく空気環境の調整に関する基準を満たしている	「ア」、「イ」又は「ウ」のいずれかを満たしていれば可
		イ 【建築物衛生法の対象外施設】 換気設備により換気を行っている (換気設備により必要換気量（一人当たり毎時 30 m ³ ）を確保している)	
		ウ 【建築物衛生法の対象外施設、建築物衛生法の対象施設（換気設備を備えていない場合）】 窓・ドア等を定期的に開放している (定期的に換気（30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開（窓が一つしかない場合は、ドアを開ける））することにより、十分な換気を行っている）等 夏場、冬場など、窓開けによる換気により適切な温度・湿度が確保できない場合は、窓からの換気と併せて空気清浄機を使用している	
マスク飲食の実施			
	チェック項目	取組例	
1	マスク飲食実施店であることの対外的な発信（宣言）	○ ホームページを開設している場合は、その中で、でマスク飲食に取り組んでいることを宣言している。 ○ 店舗の入口にマスク飲食を実施していることがわかるチラシ、ポスターを掲示している。（手書きでも可）	
2	入店時の「マスク飲食の実施」についての丁寧な説明	○ 従業員から口頭でマスク飲食に取り組んでいることを説明している。 ○ （入店時に接客係がいらないお店の場合）マスク飲食実施に取り組んでいることがわかるものを入口の必ず客が目にする箇所に掲示してある。	
3	マスク飲食に協力しない方に対する入店遠慮の働きかけ	○ 入店時に説明した時にマスク飲食に協力しない意思を示した客に対して、入店を遠慮するよう伝えている。 病気や障害等でマスク着用が困難な場合には、個別の事情に鑑み、差別等が生じないよう十分配慮するとともに適切な感染対策を講じている。	
4	マスク飲食用マスク等の配布	○ 客が必要とした時に提供する飲食用マスクの用意がある。	
5	注文用タブレット、店内放送・ディスプレイ等での呼び	○ 注文用タブレット、店内放送・ディスプレイ等でマスク飲食を呼び掛けている。 ○ ディスプレイ等がない場合は、ポップ等でもよい。	
6	注文時や料理提供時の再度の説明	○ （その時点でのマスク着用の有無に関わらず、）注文時や料理を提供する際に、マスク飲食に取り組むよう促している。	
7	マスク飲食の実施状況のウォッチ（注文した料理を待っている間を含む）	○ 客がマスク飲食に取り組んでいることをスタッフが適宜確認している。	
8	マスク等なしで会話をする方に対する着用の呼びかけ	○ マスク等なしで会話している客がいる場合に、個別にマスク（不織布マスクを推奨）着用するよう声をかけている。	
9	マスク飲食に協力しない方に対する早期退店の要請	○ マスク等なしで会話している客に声がけをしてもマスクを着用しない場合に、早期退店を促している。 病気や障害等でマスク着用が困難な場合には、個別の事情に鑑み、差別等が生じないよう十分配慮するとともに適切な感染対策を講じている。	

※この認証条件については、今後、感染状況等を踏まえ、見直される可能性があります。